

大学共同利用機関法人自然科学研究機構特定契約職員及び短時間契約職員給与規程

平成16年 4月 1日

自機規程第13号

最終改正 令和 6年 1月25日

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構特定契約職員就業規則（平成16年通則第3号。以下「特定契約職員就業規則」という。）第29条第2項及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構短時間契約職員就業規則（平成16年通則第4号。以下「短時間契約職員就業規則」という。）第29条第2項に基づき、特定契約職員及び短時間契約職員（以下「契約職員」という。）の給与の算定方法等必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 給与の支給に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令及び特定契約職員就業規則、短時間契約職員就業規則の定めるところによる。

(基本給の決定及び適用範囲)

第3条 契約職員の受ける基本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

2 本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 再雇用本給表 (別表第1)
- 二 一般契約本給表 (一) (別表第2)
- 三 一般契約本給表 (二) (別表第3)
- 四 研究契約本給表 (別表第4)
- 五 専門員本給表 (別表第4の2)

3 前項に掲げる各本給表の適用範囲は、次の各号に定めるところによる。

- 一 第1号の適用を受ける者 再雇用職員（再雇用される日の前日に職員就業規則の適用を受けていた職員及び次に掲げる職員であった者に限る。）
 - イ URA職員無期労働契約転換者
 - ロ 年俸制職員無期労働契約転換者
 - ハ 定年制移行URA職員
 - ニ 定年制移行年俸制職員
- 二 第2号の適用を受ける者 特定技術職員、特定事務職員、技術支援員及び事務支援

員

三 第3号の適用を受ける者 業務支援員

四 第4号の適用を受ける者 専門研究職員、研究員、研究支援員、広報普及員及び研究補助員

五 第5号の適用を受ける者 特命専門員

4 再雇用職員の本給表の適用については、前項第1号の規定に定めるもののほか、再雇用される前日に適用されている本給表とする。

(日給又は時間給の決定)

第4条 契約職員の日給又は時間給は、次の各号に掲げる区分のとおりとする。

一 再雇用本給表に相当する契約職員については、その職務内容及び業務に応じて、別表第1に定めた額とする。

二 一般契約本給表(一)及び(二)に相当する契約職員については、別表第2及び別表第3に定めた額とする。

三 研究契約本給表に相当する契約職員については、職員の学歴・研究歴、予算等に応じて、別表第4に定める額を基準として、機構内における大学共同利用機関で定めた額により決定する。

四 専門員本給表に相当する契約職員については、その職務内容及び業務に応じて、別表第4の2に定めた額とする。ただし、その職員の職務内容及び業務等を勘案して別表第4の2に定めた額では採用が困難であると機関の長が認める場合は、当該機関内の均衡を考慮して別表第4の2に定めた額以外の額に決定することができる。

五 契約職員をプロジェクトの対応、その他の事情により4期目以降も採用する場合の給与の基準は、本給表の3期目と同様の基準とする。

2 契約職員が定められた勤務時間内において勤務しなかった場合(有給の休暇として取り扱われる場合は除く。)は、その勤務しなかった時間に対応する時間給は支給しない。

(期末手当及び勤勉手当に相当する給与)

第4条の2 特定契約職員に、期末手当及び勤勉手当に相当する給与を、勤務時間及び勤務実績等を考慮の上、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員給与規程(平成16年自機規程第10号。以下「職員給与規程」という。)第31条及び第32条に定める常勤職員の例に準じて支給する。ただし、基準日(6月1日及び12月1日)に在職していない特定契約職員については、支給しない。

2 日給額を決定する際に、期末手当及び勤勉手当に相当する給与に応じた額を加算している場合は、前項の規定にかかわらず期末手当及び勤勉手当に相当する給与は支給しない。

3 特定契約職員の期末手当及び勤勉手当に相当する給与の額は、次の各号に掲げる本給表の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

一 再雇用本給表 月給額を基礎として、別表第5に定める期別支給割合及び成績率を乗じて得られた額

二 一般契約本給表（一） 日給額に21を乗じて得た額を基礎として得られた額

三 研究契約本給表 日給額に21を乗じて得た額を基礎として得られた額
（期末手当及び勤勉手当に相当する一時金）

第4条の3 短時間契約職員に、期末手当及び勤勉手当に相当する一時金を、勤務時間及び勤務実績等を考慮の上、支給する。ただし、次の各号に掲げる短時間契約職員には、支給しない。

一 基準日（6月1日及び12月1日）に在職していない短時間契約職員

二 雇用期間が3月未満の短時間契約職員

三 1週間の勤務時間が30時間未満の短時間契約職員

2 時間給額を決定する際に、期末手当及び勤勉手当に相当する一時金に応じた額を加算している場合は、前項の規定にかかわらず期末手当及び勤勉手当に相当する一時金は支給しない。

3 短時間契約職員の期末手当及び勤勉手当に相当する一時金の額は、次に掲げる算式により算出した額に2分の1を乗じて得た額を基準額とし、その基準額に、次の各号に掲げる基準日以前の6箇月以内の期間におけるその者の出勤期間割合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

時間給額×7.75×21×基準日以前6月の所定勤務時間数

38.75×26

一 10割 100分の100

二 8割以上10割未満 100分の80

三 5割以上8割未満 100分の60

四 5割未満 100分の30

（補則）

第5条 この規程に定めるもののほか、契約職員の給与に関し必要な事項は、職員給与規程を準用する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月30日又は同年3月31日に、国立天文台、核融合科学研究所並びに岡崎国立共同研究機構の非常勤職員（日々雇用職員又は時間雇用職員等）として在職し、

かつ平成16年4月1日に同じ勤務内容の契約職員として雇用された者に対する第4条第1項第2号及び第3号の規定にかかる契約職員の日給又は時間給の決定については、職員給与規程に定める基準に準じて算出された本給相当額及び特別調整手当を基礎として、次に掲げる算式により算出した額（円未満の端数は切り捨てる。）の方が高い場合には、適用することができる。

（日給）

一 特定契約職員について

$$\frac{(\text{本給} + \text{特別調整手当}) \times 12}{52 \times 40} \times (\text{1日の勤務時間数})$$

（時間給）

二 短時間契約職員について

$$\frac{(\text{本給} + \text{特別調整手当}) \times 12}{52 \times 40}$$

3 この規程により、給与を決定することが他の職員との均衡上困難な場合には、各機関において定め、附則2項に定める算式により算出した額を適用することができる。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第3条第2項及び第4条第1項の規定については、平成18年1月1日から施行する。
- 2 第4条第3項の規定により平成17年12月に支給する勤勉手当に相当する給与については、平成17年12月1日改正前の職員給与規程第31条及び第32条に定める常勤職員の例に準ずるものとする。
- 3 平成17年12月31日以前から雇用されている契約職員の日給又は時間給については、当該職員の現雇用期間中においては、現労働契約締結時に定めた額を継続するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日以前から雇用されている契約職員の日給又は時間給については、当該職員の現雇用期間中においては、現労働契約締結時に定めた額を継続するものとする。
- 3 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において別表第4の本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日

においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（機構の定める職員にあっては、機構の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第1に定める号給とする。

- 4 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

附則別表第1 号給の切替表（附則第3項関係）

研究契約本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	級					
	経過期間	1級	2級	3級	4級	5級
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1	1
	12月以上	9	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	4	1
	12月以上	13	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	16	8	1
	12月以上	17	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	20	12	4

	12 月 以上	21	21	21	13	5
7	3 月 未 満	21	21	21	13	5
	3 月 以上 6 月 未 満	22	22	22	14	6
	6 月 以上 9 月 未 満	23	23	23	15	7
	9 月 以上 12 月 未 満	24	24	24	16	8
	12 月 以上	25	25	25	17	9
8	3 月 未 満	25	25	25	17	9
	3 月 以上 6 月 未 満	26	26	26	18	10
	6 月 以上 9 月 未 満	27	27	27	19	11
	9 月 以上 12 月 未 満	28	28	28	20	12
	12 月 以上	29	29	29	21	13
9	3 月 未 満	29	29	29	21	13
	3 月 以上 6 月 未 満	30	30	30	22	14
	6 月 以上 9 月 未 満	31	31	31	23	15
	9 月 以上 12 月 未 満	32	32	32	24	16
	12 月 以上	33	33	33	25	17
1 0	3 月 未 満	33	33	33	25	17
	3 月 以上 6 月 未 満	34	34	34	26	18
	6 月 以上 9 月 未 満	35	35	35	27	19
	9 月 以上 12 月 未 満	36	36	36	28	20
	12 月 以上	37	37	37	29	21
1 1	3 月 未 満	37	37	37	29	21
	3 月 以上 6 月 未 満	38	38	38	30	22
	6 月 以上 9 月 未 満	39	39	39	31	23
	9 月 以上 12 月 未 満	40	40	40	32	24
	12 月 以上	41	41	41	33	25
1 2	3 月 未 満	41	41	41	33	25
	3 月 以上 6 月 未 満	42	42	42	34	26
	6 月 以上 9 月 未 満	43	43	43	35	27
	9 月 以上 12 月 未 満	44	44	44	36	28
	12 月 以上	45	45	45	37	29
1 3	3 月 未 満	45	45	45	37	29
	3 月 以上 6 月 未 満	46	46	46	38	30
	6 月 以上 9 月 未 満	47	47	47	39	31

	9 月以上 12 月未滿	48	48	48	40	32
	12 月以上	49	49	49	41	33
1 4	3 月未滿	49	49	49	41	33
	3 月以上 6 月未滿	50	50	50	42	34
	6 月以上 9 月未滿	51	51	51	43	35
	9 月以上 12 月未滿	52	52	52	44	36
	12 月以上	53	53	53	45	37
1 5	3 月未滿	53	53	53	45	37
	3 月以上 6 月未滿	54	54	54	46	38
	6 月以上 9 月未滿	55	55	55	47	39
	9 月以上 12 月未滿	56	56	56	48	40
	12 月以上	57	57	57	49	41
1 6	3 月未滿	57	57	57	49	41
	3 月以上 6 月未滿	58	58	58	50	42
	6 月以上 9 月未滿	59	59	59	51	43
	9 月以上 12 月未滿	60	60	60	52	44
	12 月以上	61	61	61	53	45
1 7	3 月未滿	61	61	61	53	45
	3 月以上 6 月未滿	62	62	62	54	46
	6 月以上 9 月未滿	63	63	63	55	47
	9 月以上 12 月未滿	64	64	64	56	48
	12 月以上	65	65	65	57	49
1 8	3 月未滿	65	65	65	57	49
	3 月以上 6 月未滿	66	66	66	58	50
	6 月以上 9 月未滿	67	67	67	59	51
	9 月以上 12 月未滿	68	68	68	60	52
	12 月以上	69	69	69	61	53
1 9	3 月未滿	69	69	69	61	53
	3 月以上 6 月未滿	70	70	70	62	54
	6 月以上 9 月未滿	71	71	71	63	55
	9 月以上 12 月未滿	72	72	72	64	56
	12 月以上	73	73	73	65	57
2 0	3 月未滿	73	73	73	65	57
	3 月以上 6 月未滿	74	74	74	66	58

	6 月以上 9 月未満	75	75	75	67	59
	9 月以上 12 月未満	76	76	76	68	60
	12 月以上	77	77	77	69	61
2 1	3 月未満	77	77	77	69	61
	3 月以上 6 月未満	78	78	78	70	62
	6 月以上 9 月未満	79	79	79	71	63
	9 月以上 12 月未満	80	80	80	72	64
	12 月以上	81	81	81	73	65
2 2	3 月未満	81	81	81	73	65
	3 月以上 6 月未満	82	82	82	74	66
	6 月以上 9 月未満	83	83	83	75	67
	9 月以上 12 月未満	84	84	84	76	68
	12 月以上	85	85	85	77	69
2 3	3 月未満	85	85	85	77	69
	3 月以上 6 月未満	86	86	86	78	70
	6 月以上 9 月未満	87	87	87	79	71
	9 月以上 12 月未満	88	88	88	80	72
	12 月以上	89	89	89	81	73

附 則

この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 0 年 1 月 2 4 日から施行し、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 2 1 年 3 月 3 0 日又は同年 3 月 3 1 日に、機構の契約職員として在職し、かつ平成 2 1 年 4 月 1 日に同じ勤務内容の契約職員として雇用される者のうち、平成 1 6 年 3 月 3 1 日以前の非常勤職員と同様の算式により雇用された契約職員の第 4 条第 1 項第 2 号の規定にかかる日給又は時間給の額については、職員給与規程に定める基準に準じて算出された本給相当額及び特別調整手当を基礎として、次に掲げる算式により算出した額（円未満の端数は切り捨てる。）の方が高い場合には、その額とすることができる。
（日給）

一 特定契約職員について

$$\frac{(\text{本給} + \text{特別調整手当}) \times 12}{52 \times 38.75} \times (\text{1日の勤務時間数})$$

(時間給)

二 短時間契約職員について

$$\frac{(\text{本給} + \text{特別調整手当}) \times 12}{52 \times 38.75}$$

3 平成16年4月1日施行の附則第2項及び第3項は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に相当する給与に関する第4条第3項の規定の適用については、別表第5中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 平成21年11月30日以前から雇用されている契約職員の日給又は時間給については、当該職員の現雇用期間中においては、現労働契約締結時に定めた額を継続するものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成22年11月30日以前から雇用されている契約職員の日給又は時間給については、当該職員の現雇用期間中においては、現労働契約締結時に定めた額を継続するものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日以前から雇用されている契約職員の日給又は時間給については、当該職員の現雇用期間中においては、現労働契約締結時に定めた額を継続するものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年12月18日から施行し、平成26年12月1日から適用する。
- 2 平成26年12月17日以前から雇用されている契約職員の日給又は時間給については、当該職員の現雇用期間中においては、現労働契約締結時に定めた額を継続するものとする。
- 3 第4条第3項及び第4項の規定については、平成26年12月1日から適用する。
- 4 平成26年12月に支給する勤勉手当に相当する給与に関する第4条第3項の規定の適用については、別表第5中「100分の35」とあるのは「100分の37.5」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日の前日から引き続き在職する契約職員のうち、契約期間を更新する際にその者の受ける本給の額が同日において受けていた本給の額に達しないこととなる者（同一の本給表の適用を受ける者に限る。）には、平成30年3月31日までの間、本給のほか、その差額に相当する額を本給として支給することができる。
- 3 施行日以降に第3条第2項第1号に規定する再雇用本給表の適用を受けることとなった再雇用職員（就業規則第29条第2項の規定により退職した日の翌日に採用された者に限る。）が、給与規程第14条の2に規定する広域異動手当の支給要件に該当する場合は、常勤職員の例に準じて広域異動手当に相当する額を支給することができる。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行する。ただし、第4条第3項及び第4項の規定については、平成27年12月1日から適用する。
- 2 平成28年2月29日以前から雇用されている契約職員の日給又は時間給については、当該職員の現雇用期間中においては、現労働契約締結時に定めた額を継続するものとする。
- 3 平成27年12月に支給する勤勉手当に相当する給与に関する第4条第3項の規定の適用については、別表第5中「100分の37.5」とあるのは「100分の40」とする。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年3月1日から施行する。ただし、第4条第3項及び第4項の規定については、平成28年12月1日から適用する。

- 2 平成29年2月28日以前から雇用されている契約職員の日給又は時間給については、当該職員の現雇用期間中においては、現労働契約締結時に定めた額を継続するものとする。
- 3 平成28年12月に支給する勤勉手当に相当する給与に関する第4条第3項の規定の適用については、別表第5中「100分の42超」とあるのは「100分の44.5超」と、「100分の38.5」とあるのは「100分の41」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年1月22日から施行する。ただし、第4条第3項及び第4項の規定については、平成29年12月1日から適用する。
- 2 平成30年1月31日以前から雇用されている契約職員の日給又は時間給については、当該職員の現雇用期間中においては、現労働契約締結時に定めた額を継続するものとする。
- 3 平成29年12月に支給する勤勉手当に相当する給与に関する第4条第3項の規定の適用については、別表第5中「100分の44.5超」とあるのは「100分の47超」と、「100分の41」とあるのは「100分の43.5」とする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月29日改正）

- 1 この規程は、平成31年2月1日から施行する。ただし、第4条第3項に掲げる別表第5に定める成績率については、平成30年12月1日から適用する。
- 2 平成31年1月31日以前から雇用されている契約職員の日給又は時間給については、当該職員の現雇用期間中においては、現労働契約締結時に定めた額を継続するものとする。
- 3 平成30年12月に支給する勤勉手当に相当する給与に関する第4条第3項の規定の適用については、別表第5中「100分の47以上」とあるのは「100分の49.5以上」と、「100分の43.5」とあるのは「100分の46」とする。

附 則（令和2年1月31日改正）

- 1 この規程は、令和2年2月1日から施行する。
- 2 令和2年1月31日以前から雇用されている契約職員の日給又は時間給については、当該職員の現雇用期間中においては、現労働契約締結時に定めた額を継続するものとする。

附 則（令和2年3月26日改正）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月28日改正）

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

附 則（令和４年５月２６日改正）

この規程は、令和４年６月１日から施行する。

附 則（令和５年１月３０日改正）

- 1 この規程は、令和５年２月１日から施行する。ただし、第４条の２第３項に掲げる別表第５に定める成績率については、令和４年１２月１日から適用する。
- 2 令和５年１月３１日以前から雇用されている契約職員の日給又は時間給については、当該職員の現雇用期間中においては、現労働契約締結時に定めた額を継続するものとする。
- 3 令和４年１２月に支給する勤勉手当に相当する給与に関する第４条の２第３項の規定の適用については、別表第５中「１００分の４９」とあるのは「１００分の５１．５」と、「１００分の４５．５」とあるのは「１００分の４８」とする。

附 則（令和６年１月２５日改正）

- 1 この規程は、令和６年２月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 改正後の第３条第２項第１号から第４号までに掲げる別表第１から別表第４までの規定 令和５年４月１日
 - 二 改正後の第４条の２第３項に掲げる別表第５の規定 令和５年１２月１日
- 2 令和５年１２月に支給する勤勉手当に相当する給与に関する第４条の２第３項の規定の適用については、別表第５中「１００分の６８．７５」とあるのは「１００分の７０」と、「１００分の５０．２５」とあるのは「１００分の５１．５」と、「１００分の４６．７５」とあるのは「１００分の４８」とする。

別表第1（第3条第2項第1号関係）

再雇用本給表（基準単価表）

職務の級	職務内容	月 給	時 間 給
1 級	定型的な業務を行う職務	1 8 8, 7 0 0 円	1, 1 2 3 円
2 級	高度の知識, 技能又は経験が必要とする業務を行う職務	2 1 6, 2 0 0 円	1, 2 8 7 円
3 級	特に高度の知識, 技能又は経験が必要とする業務を行う職務	2 5 6, 2 0 0 円	1, 5 2 5 円
4 級	極めて高度の知識, 技能又は経験を必要とする業務を行う職務	2 7 5, 6 0 0 円	1, 6 4 1 円

大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員給与規程特別調整手当支給細則（平成16年自機細則第9号。以下「特別調整手当支給細則」という。）第2条の規定に定める支給地域に勤務する場合については、それぞれ常勤職員の例に準じて特別調整手当を支給するものとする。

沖縄県石垣市に勤務する場合については、12%の特地勤務手当を支給するものとする。

上記本給表を基準とし、短時間時間契約職員にあっては期末手当及び勤勉手当に相当する一時金を加算することができる。

別表第2（第3条第2項第2号関係）

一般契約本給表（一）（基準単価表）

職員区分	日 給 及 び 時 間 給		
	1 期 目	2 期 目	3 期 目
特定契約職員	7, 8 8 7 円	8, 1 2 7 円	8, 3 9 0 円
短時間契約職員	1, 0 1 7 円	1, 0 4 8 円	1, 0 8 2 円

特別調整手当支給細則第2条の規定に定める支給地域に勤務する場合については、それぞれ常勤職員の例に準じて特別調整手当を支給するものとする。

沖縄県石垣市に勤務する場合については、12%の特地勤務手当を支給するものとする。

上記本給表を基準とし、各研究所等において定める、その他技能に対する職能手当並びに期末手当及び勤勉手当に相当する給与（短時間契約職員にあっては期末手当及び勤勉手当に相当する一時金）を加算することができる。

別表第3（第3条第2項第3号関係）

一般契約本給表（二）（基準単価表）

職員区分	時 間 給		
	1 期 目	2 期 目	3 期 目
短時間契約職員	1, 1 1 4 円	1, 1 5 1 円	1, 1 8 0 円

特別調整手当支給細則第2条の規定に定める支給地域に勤務する場合については、それぞれ常勤職員の例に準じて特別調整手当を支給するものとする。

沖縄県石垣市に勤務する場合については、12%の特地勤務手当を支給するものとする。

上記本給表を基準とし、各研究所等において定める、その他技能に対する職能手当並びに期末手当及び勤勉手当に相当する一時金を加算することができる。

別表第4（第3条第2項第4号関係）

研究契約本給表（基準単価表）

級号給	本給月額	単価の算式		年収の算式
職員給与規程第5条第2項第3号に規定する研究教育職本給表のとおり	同 左	時間給	$\frac{\text{本給月額} \times 12}{52 \times 38.75}$	本給月額 × 16.5
		日 給	$\frac{\text{本給月額} \times 12 \times 7.7}{52 \times 38.75}$	

特別調整手当支給細則第2条の規定に定める支給地域に勤務する場合については、それぞれ常勤職員の例に準じて特別調整手当を支給するものとする。

沖縄県石垣市に勤務する場合については、12%の特地勤務手当を支給するものとする。

上記本給表を基準とし、各研究所等において定める、期末手当及び勤勉手当に相当する給与（短時間契約職員にあっては期末手当及び勤勉手当に相当する一時金）を加算することができる。

別表第4の2（第3条第2項第5号関係）

専門員本給表（基準単価表）

職員区分	時間給	
	等 級	時 給 額
特命専門員	1	2, 4 0 0 円
	2	2, 5 0 0 円
	3	2, 6 0 0 円
	4	2, 7 0 0 円
	5	2, 8 0 0 円
	6	2, 9 0 0 円
	7	3, 0 0 0 円
	8	3, 1 0 0 円
	9	3, 2 0 0 円
	1 0	3, 3 0 0 円
	1 1	3, 4 0 0 円
	1 2	3, 5 0 0 円
	1 3	3, 6 0 0 円
	1 4	3, 7 0 0 円
	1 5	3, 8 0 0 円
	1 6	3, 9 0 0 円
	1 7	4, 0 0 0 円

上記本給表を基準とし、各研究所等において定める、期末手当及び勤勉手当に相当する一時金を加算することができる。

別表第5（第4条の2第3項関係）

期別支給割合

基準日	割 合
6月1日	100分の68.75
12月1日	100分の68.75

成績率

成績区分	割 合	
	6月期	12月期
優秀	100分の50.25以上	100分の50.25以上
良好	100分の46.75	100分の46.75